

山梨県公報

号外第三十八号

平成二十二年

五月十一日

火 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程……………一
- 政治団体の名称等の届出……………一
- 参議院山梨県選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者一人当たりの放送回数の一部改正……………二
- 山梨県知事選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者一人当たりの放送回数の一部改正……………二

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第一号

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年五月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等施行規程(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の三第二項中「アラビア数字」の下に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第三十六条の十七第一項第四号若しくは第三十六条の十八第一項第三号に規定する四けた以下のアラビア数字」を加える。

第七号様式その一備考2中「車動機登録番号」の次に「又は車回番号」を加える。

第七号様式その二の一及び備考3並びに第七号様式その三の一中「車動機登録番号」の次に「又は車回番号」を加える。

第七号様式その四その一中「車動機登録番号」の次に「又は車回番号」を加え、同様式その二中「車動機登録番号」の次に「又は車回番号」を加え、同様式その二備考1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運

送省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する四けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その二備考2及び備考3中「車動機登録番号」の次に「又は車回番号」を加える。

第八号様式その一備考1中「アラビア数字」の次に「又は車回番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する四けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その一(別紙2の2)及び備考2中「車動機登録番号」の次に「又は車回番号」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりであった。

平成二十二年五月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
税理士による宮川典子後援会	末木好臣	本田賢二	甲府市中央二一一一三三山梨県税理士会館内	平成二十二年 四月十六日	平成二十二年 四月十九日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名		会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日		届出年月日	
		新	旧			林長安	室井和男	平成二十二年 四月二十四日	平成二十二年 四月二十六日
	鈴木篤後援会「竹馬の会」								

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
自由民主党山梨県第三選挙区支部	小野次郎	小野敬子	甲斐市篠原二〇〇六	平成二十二年 二月十五日	平成二十二年 四月十五日
小野次郎後援会	清水達雄	小野敬子	甲斐市篠原二〇〇六	平成二十二年 二月十五日	平成二十二年 四月十五日
山梨活性化研究会	風間善樹	氏家良介	甲斐市篠原二〇〇六	平成二十二年 三月一日	平成二十二年 四月十五日

山梨県選挙管理委員会告示第十九号

参議院山梨県選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者一人当たりの放送回数(平成七年山梨県選挙管理委員会告示第四十七号)の一部を次のように改める。

平成二十二年五月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

表中 [] を [] に改める。

[二] を [二]

山梨県選挙管理委員会告示第二十号

山梨県知事選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者一人当たりの放送回数(平成六年山梨県選挙管理委員会告示第三十一号)の一部を次のように改める。

平成二十二年五月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

表中 [] を [] に改める。

[二] を [二]